

8世紀前半のバイエルンにおける教会組織の整備

梅津, 教孝

<https://doi.org/10.15017/2230265>

出版情報 : 史淵. 128, pp. 37-68, 1991-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



8世紀前半のバイエルンにおける 教会組織の整備

梅 津 教 孝

始 め に

7世紀末から8世紀初頭のキリスト教世界は、ビザンツとの対立、アラブの侵入によって危機的な状況にあったが、中でもフランク王国の教会は、メロヴィング末期の政治的な混乱に巻き込まれ、衰退の時期であったとの見方がされている¹。このような時期にあっても、フランク王国各地域での修道院建設、フリースラント、ヘッセン、テューリンゲン、バイエルンなどの王国周辺諸地域での伝道、それに伴う司教座の創設にみられる新たな活動が開始されている。そして、このような活動は、カロリング諸王による教会改革へとつながっていく。教会組織、即ち、司教管区の整備並びにその上部機構である大司管区の整備はシャルルマーニュのもとで完成をみたとされている²。一般にフランク王国における司教管区並びに大司教管区の整備は、742年あるいは743年の所謂ゲルマニア教会会議をその始めとする一連のボニファティウス Bonifatius (673年頃—754年)の改革活動に負うと見なされてきた³。しかし、カロリング家の支配下に入っていなかったとはいえ、バイエルン⁴における司教座の創設を中心とした教会組織の整備の過程は、この先行形態として注目に値するように思われる。

バイエルンは2度にわたる教会組織整備の試みを受けている。1度目は、716年に教皇グレゴリウス2世 Gregorius II (在位715年—731年)によって派遣された教皇使節によってであり、2度目は739年にゲルマニアの使徒と呼ばれるボニファティウスによってである。そしてこれら2度の試みに関する史料が不十

分ながらも我々に伝えられていることにより、それらの間の共通部分・差異を検討することから、バイエルン司教座創設の過程を垣間みることができる。

司教管区の創設に関しては、グレゴリウス2世の716年の試みは739年のボンファティウスへ直接につながるものとして理解されている。しかし、司教管区の上部組織である大司教管区に関しては、管見の限りではなこれらの間のつながり、さらには同じボンファティウスが後にその端緒をつけたカロリング家支配下のフランク王国内の大司教管区の整備とのつながりが十分に研究されているとは言い難い。

本稿は、2度におたるバイエルンにおける教会組織の整備の試みを、大司教管区に着目し、意図・現実・相互の関連、そして後のフランク王国における本格的な整備を展望しつつ検討を加えようとするものである。

第1章 グレゴリウス2世による教会組織整備の試み

グレゴリウス2世は、716年に教皇使節として、司教マルティニアヌス Martinianus、司祭ゲオルギウス Georgius そして副助祭ドロテウス Dorotheus の3名をバイエルンに派遣した。これは、同地の教会組織の整備を目的としたものであった。そしてそのために、同教皇は一連のカピトゥラーレを彼らに与えている。このカピトゥラーレは全部で13章からなり、バイエルンの教会組織の整備のためのかなり詳細な規定を含んでいる(史料参照)。しかし、このカピトゥラーレがどのような経緯によって出されるにいたったのかは、これだけからではわからない。ただ、カピトゥラーレの第1章と第3章にバイエルン侯に関する言及があることから、このカピトゥラーレの成立とバイエルン侯とが関係があることは既に指摘されてきている⁵。

我々が問題としている時期のバイエルン侯はテオド Theodo (生年不詳、717年没)⁶である。彼に関する史料の数は多くはない。その中でも我々にとって重要であると思われるのは、次の2つである。

一つは教皇庁の正史である「ローマ教皇列伝」*Liber pontificalis* であり、こ

に彼がグレゴリウス2世が教皇位にあった時にローマを訪れたことが記されている⁷。ただし、彼のローマ訪問がいつのことであるのかはここからだけではわからない⁸。ここで重要なのは、テオドのローマ訪問が「ローマ教皇列伝」に記されているという事実そのものである。グレゴリウス2世、グレゴリウス3世 Gregorius III (在位731年—741年)、ザカリアス Zacharias (在位741年—752年) という3代のローマ教皇と強い結び付きを持っていたポニファティウスに関してさえ、「ローマ教皇列伝」はグレゴリウス2世の時代に、ただ1度のみ言及しているに過ぎず、テオドのローマ訪問が「ローマ教皇列伝」に記されているということは、ポニファティウスの場合との大きな対照をなしている⁹。少なくとも、バイエルン侯テオドのローマ訪問は、「ローマ教皇列伝」に記載するに足る出来事であったと考えることは可能である。

今一つの史料とは、フライジング司教アルベオ Arbeo (在位764年—783年) が著した「コルビアニス伝」第15章である¹⁰。ここでは、コルビニアヌスがバイエルンを訪れた際、テオドが彼の支配領域を4つに分割したことが述べられている¹¹。当時のバイエルンはテオドが単独の支配者であり、それ以前の約100年間もバイエルンは単独の支配者のもとにあった¹²。

グレゴリウス2世のカピトゥラーレ第1章には、教皇使節たちはバイエルンの教会組織の整備を行うにあたって、バイエルン侯と共同で(cum duce provinciae)事にあたるように指示されている¹³。これは、テオドのローマ訪問を踏まえたものと考えられる。さらに、カピトゥラーレ第3章には、司教区は各々の侯の支配領域に従って(iuxta gubernationem uniuscuiusque ducis)組織されるように規定されている¹⁴。従ってこの規定は、バイエルンの分割を前提としたものであり、カピトゥラーレ全体はバイエルンの分割を済ませたテオドのローマ訪問の後に出されたと考えられる。

以上の事から、教皇グレゴリウス2世のカピトゥラーレの成立に際しては、まず、バイエルン侯テオドの働きかけがあったと考えてよいであろう。バイエルン侯の働きかけに対して教皇はどのように応えたか。これは、カピトゥラーレの内容の検討から明らかになる。

教皇グレゴリウス2世のカピトゥラーレは、全部で13章から成っておりその内容は、かなり詳細にわたっている¹⁵。ただし、これらには規定の全てが必ずしも当時のバイエルンの状況に沿っているとはいえない。というのは、これらには聖書や先行する教会会議の決議の再録が多く含まれているからである¹⁶。

グレゴリウス2世のカピトゥラーレの中で、先行規定、あるいは出典が明かでないものは、第1章、第2章、第4章、第12章の都合4つの章であり、カピトゥラーレの前半に集中している。そしてカピトゥラーレの前半は、教会組織の問題を取り扱っている（第1章から第5章）。このことから、組織上の問題が、このカピトゥラーレにおいては先行規定を持たず、その意味で、これらは全体の中で独自の性格を持っているということができよう。教会組織は基本的にはどの地域においても均質である必要があるが、中にはその地域の事情が顧慮されなければならない場合もある。それらの一つは、司教管区をバイエルン侯領に従って設定するとの規定である。そして今一つは、大司教に関する規定である。

司教管区は古代においては、ローマのキーウィタースを中心とする行政組織に依拠していたのは周知の通りである。その意味では、バイエルンの司教管区がバイエルン侯の支配領域に依拠して設定されるというのは、古代以来の伝統に基づくものと考えることができる。前述の通り、アルベオの「コルビニアヌス伝」には、バイエルン侯テオドは、その支配領域を息子たちと4つに分割したとある¹⁷。分割に与った息子たちというのが、具体的に誰であったのかを伝える文献史料は存在しない。ただし、ザルツブルクのザンクト・ペーターに伝わる記念碑設定簿その他から再構成される、8世紀前半のバイエルン侯家に属する男子の系図は次のようになる¹⁸。

Theodo



Theodebert Grimoald Lantpert Theodolt Tassilo

このように、テオドには5人の男子がいたことになるが、彼らのうち三男のラントペルトは、聖エンメラムヌス Emmeramnus の殉教に直接、間接に関わりがあったとして分割から排除された模様である¹⁹。これにより、一応はアルベオの記述にある、バイエルン侯領の4分割とテオドの息子の数は一致を見る。しかし、グレゴリウス2世のカピトゥラーレは、司教管区を各々のバイエルン侯の支配領域に従って設定するという規定と同時に、不可解な規定も行っているのである。それは、司教座の数を3ないし4あるいはそれ以上としている点である²⁰。このことは、少なくとも2つの解釈の可能性を我々に提示する。その第1は、この時期のバイエルンの状況が必ずしも安定してはいなかったということであり、第2は、教皇庁はバイエルンの状況を正確には把握していなかったということである。先に述べたように、このカピトゥラーレがテオドのローマ訪問を契機に出されたのであるなら、第2の可能性は小さいように思われる。むしろ、バイエルンの教会組織の整備が同地の世俗の支配者の到来によって初めて可能になったことに象徴されているように、ローマとしては、司教座の創設が世俗の権力のあり方に左右されること、従って、バイエルン侯領の4分割を確固たるものとして見るものではなく、カピトゥラーレの発布から実際の司教座の創設まである程度の時間がかかることが想定されることから、その間の事態の変化の可能性を読み込んだ上で創設される司教座の数に融通性を与えようとしたものと解釈することができるのではないだろうか。ただし、バイエルン侯領の分割に依拠して司教管区を設定することは、分割それ自体が安定的なものであることを前提としているが、メロヴィング期や、カロリング期の王国分割に伴う政治的混乱を想起すれば、この措置が、一度創設された司教管区の安定を保証するものとは考え難い。事実、テオドによる4分割から717年

の彼の死までの約2年間に彼の息子のうちの2人は世を去っていたと考えられる²¹。そうすると、カピトゥラーレの前提そのものが大きく揺らいだことは、十分に考えられることである。

グレゴリウス2世のカピトゥラーレの中で、特に注目を惹くのは大司教 *archiepiscopus* に関する規定である。カピトゥラーレの規定では、大司教は新たに創設される司教座の司教のうちの1人が任命されることになっている²²。そして、大司教に任じられる者は、それがバイエルンで見いだされれば、その者を教皇使節と共に、あるいは書簡を携えさせて教皇庁へ遣わすよう、また、バイエルンで見いだされ得ない場合には、教皇庁が然るべき人物を送ることになっている²³。従って、大司教の人選に際しては、まず在地の人物が検討され、次いで教皇庁からの直接の派遣という順序があるということになる。在地の人物が大司教に選ばれた場合、その者はローマへ赴かねばならないということは、ひとつには大司教に選ばれた人物を教皇庁がチェックする目的があったためと考えられる。しかし、単にそれだけだったのであろうか。

バイエルンは大司教座を含む、3ないし4あるいはそれ以上の司教管区をもつことになっていた。この図式は、ローマ教皇—大司教—司教という教階制 *hierarchia* の構築という一見極めて整合的なものにうつる。しかし、司教の上位に置かれていたのは、伝統的には首都大司教 *metropolitanus* であり、大司教はこの時期には一般的な存在ではなかった²⁴。

7世紀の末から8世紀前半にかけて、大司教の称号が言及される顕著な例を我々はいくつか挙げることができる。それらは、ラヴェンナ *Ravenna*²⁵、カンタベリ *Cantorbury*²⁶の司教の例、また、フリースラントの伝道に従事し、後にユトレヒト *Utrecht* の初代司教となったヴィリブロルドゥス *Willibrordus*²⁷、そしてヘッセン *Hessen*、テューリンゲン *Thüringen* の伝道に従事していたボニファティウス²⁸の例である。

これらの例には2つのパターンを見て取ることができる。第1のそれは、ラヴェンナ、カンタベリのように、特定の司教座の司教に対して大司教の称号を与えることである。そして、これらの司教座は首都大司教座でもある。ラヴェ

ンナはローマ帝国の首都だったこともある伝統ある司教座であり、カンタベリはアウグスティヌス Augustinus (604年頃没)以来イングランドへのキリスト教伝道の中心地である。第2のパターンは、ヴィリブロルドゥスやボニファティウスに見られるように、司教座と直接の結び付きをもたず、個人に対して与えることである²⁹。

バイエルンで組織されようとしていた、大司教を司教たちの上にもつ教会組織は、これらのパターンとは異なっていることがわかる。まず、バイエルンにはラヴェンナ、カンタベリといった古い伝統をもち、首都大司教座としての機能を果たす司教座も存在しない。そもそも、どこに司教座を置くかさえ、カピトゥラーレには明らかにされていないのである。さらに、ヴィリブロルドゥスやボニファティウスに見られるように、大司教位が個人に対して与えられるということもない。大司教位が個人に対して与えられる際には、当該人物は教皇に事前に面識を得ていた³⁰。しかし、今回のカピトゥラーレでは大司教は3名の教皇使節が見だし、彼をローマへ送らなければならないのである。あるいはローマ側が然るべき人物をバイエルンへ派遣することになる。

カピトゥラーレには大司教の職務内容に関する規定はない。そもそも教会法それ自体に大司教の職務に関する規定は存在しない。前述の通り、大司教という職は特にアルプス以北では未知のものであった。従って、ある人物がバイエルンで大司教に任じられたとしても、その人物がその職が持つ権能を十分に認識することができたとは考えられない。大司教職に伴う権能は、まさにこの時期に明確な形を取り始めたのである。それは、パリウム pallium と呼ばれる祭服の授与に伴う司教叙階権である³¹。バイエルンで大司教に選ばれた人物が、教皇の許へ行かねばならなかったのは、ローマで教皇によって大司教に任じられ、その際、司教叙階権のしるしであるパリウムを受け取るためであったと解してよいであろう。そして、バイエルンの大司教がこの権能を得ることにより、バイエルンは司教の再生産を行うことができるようになるのである。ただし、この大司教位が特定の司教座に結び付いたものなのか、個人に結び付いたものなのかは、カピトゥラーレからは明瞭ではない。その点で、バイエルンにおける大司教の位置は曖昧な部分を残しており、教階制の構築の際の問題点となる。

第2章 バイエルンの司教

では現実には、グレゴリウス2世のカピトゥラーレが出された後のバイエルンの状況はどうだったのであろうか。この時期のバイエルンの司教たちの状況を伝える史料は極めて少ない。しかし、乏しい史料の中から数人の司教が現れてくる。

その第1はコルビニアヌス Corbinianus である。彼に関する情報は、そのほとんどが前述のフライジング司教アルベオによる「コルビニアヌス伝」に限られている。コルビニアヌスはフライジングの初代司教として、フライジングの司教リストに記載されているが³²、彼が司教に叙階された時期は明白ではない。彼は2度にわたってローマを訪問しているが、このうちのいずれかの機会にグレゴリウス2世の手から司教叙階を受けたことについては、研究者の意見は一致している³³。彼の司教叙階がいつであれ、彼がグレゴリウス2世の手によって司教叙階を受けたことは重要である。

彼がバイエルンに定住するようになるのは、2度目のローマ訪問からの帰りのことである。前述の通り、コルビニアヌスは2度目のローマ訪問の途中にバイエルンに立ち寄り、そこでバイエルン侯テオドの面識を得た。この時テオドはバイエルンを4つに分割したところであった³⁴。ローマからの帰途の彼をバイエルンに引き留めたのはテオドの次男グリモアルドである³⁵。コルビニアヌスがバイエルンに定着するようになった時期は明確にはなし得ない。「コルビニアヌス伝」によれば、彼がグリモアルドの許へ来たとき、バイエルン侯はその兄弟テオドルトの死後、その未亡人ピリドルド Pilidrud を妻にしていた、とある³⁶。このテオドルトの没年が不明であるため、コルビニアヌスのバイエルン定着の年はその同定が一層困難になるのであるが、いくつかの手がかりは残されている。

その1つは「フレデガリウス年代記」の継続部分である。これによれば、カール・マルテルが725年に初めてバイエルンに侵攻した際、ピリドルドはカール・マルテルと共にフランクへ来ている³⁷。この年代が、コルビニアヌスのバイ

エルン定住の下限となることは明かである。一方、バイエルン侯の家系を述べている後代の史料には、テオドの死後、侯領をついだのはテオデベルトとグリモアルドであるとの記述がある³⁸。この記述が正しいとすれば、バイエルン侯テオドの死の時には、ピリドルドの最初の夫であるテオドルトはもはやこの世にはいなかったことになる。テオドの没年は717年であるので、テオドルトの没年は、テオドがバイエルン侯領の分割を行ったと考えられる715年と717年との間となる。そして、グリモアルドがピリドルドを妻とするのはそれ以後のこととなり、コルビニアヌスが2度目のローマ訪問を終えて再びバイエルンへやってくるのは、さらにその後である。コルビニアヌスがローマに滞在していた期間は不明である。しかし、彼より数年後にローマを訪問したボニファティウスの場合、滞在はほぼ1カ月程度であったことを考えると³⁹、コルビニアヌスの場合もそれほど長期にわたってローマに滞在したとは考えられない。コルビニアヌスの場合、ローマを去った後パヴィア Pavia に滞在していることを考慮にいれても⁴⁰、717年頃にはバイエルンへやってきたと考えるのが妥当なところであろう。

そうすると、バイエルン侯テオドのローマ訪問、それを受けた形でのグレゴリウス2世のカピトゥラーレ発布それに伴う教皇使節の派遣と、コルビニアヌスの2度目のローマ訪問、その後のバイエルン定住とはほんの少しの時間幅で続いていることになる。コルビニアヌスはグレゴリウス2世による司教叙階を受けたものの、彼がどこかの司教座の司教として着座することは考えられてはいなかった。その意味では、彼の司教叙階はやはりグレゴリウス2世によって司教となったボニファティウスの場合とよく似ている⁴¹。即ち、ボニファティウスであれコルビニアヌスであれ、彼らはキリスト教の伝道の際に、聖職者を叙品する権能を持っていなければならず、まさにそのためのみ叙階された司教だったのである⁴²。しかしグレゴリウス2世のカピトゥラーレは、派遣された3名の教皇使節によって3名ないし4名あるいはそれ以上の管区司教 Diözesanbischof が叙階されるように規定している。カピトゥラーレが出されたのは716年5月15日であるから、教皇使節がバイエルンへ赴いたのは同年中であつたと

考えてよいであろう。それからおそらく2年も経たないうちに、ローマで教皇によって定住司教座を持たない司教として叙階されたコルビニアヌスが、フライジングに司教として登場しているということは、これら教皇使節たちによって組織されたはずの教会組織が、ほとんどその最初から機能してはいなかったということを物語ってはいないだろうか。

コルビニアヌス以後、バイエルンで活動していた司教たちに関する情報は極端に少なくなり、ほとんど名前のみが我々に伝わっているという状況になる。そのような例として、教皇グレゴリウス3世の書簡がある。この書簡は738年頃にバイエルンとアラマニアの司教たちに宛てられており、その内容は、ボニファティウスを教皇の代理として受け入れるように要請したものである⁴³。ここには、ウィッゴ Uiggo, リウド Liudo, リドルトゥス Rydoltus, フィフィロ Phyphylo, そしてアッダ Adda の5名の司教の名が挙げられている⁴⁴。これらの司教たちの司教座の同定は、フィフィロが、翌739年のボニファティウス宛のグレゴリウス3世の書簡に言及され、パッサウ司教となるヴィヴィロ Vivilo であるということを除いて、現在のところ研究者の間で一致をみていない。

司教たちの司教座の同定の試みは以下の通りである⁴⁵。旧説ではウィッゴはアウクスブルク Augsburg, リウドはシュパイアー Speyer, リドルトゥスはコンスタンツ Konstanz そしてアッダはストラスブルク Strassbourg のそれぞれ司教であるとしてきた。これに対してシーファーは、ウィッゴをレーゲンブルク Regensburg, リウドをザルツブルク Salzburg のそれぞれ修道院司教 Klosterbischof⁴⁶, リドルトゥスをフライジングそしてアッダをアウクスブルクの司教であると主張している。他方バウアーライスは、ウィッゴをノイブルク・シュタッフェルゼー Neuburg-Staffelsee の修道院司教, リドルトゥスをアウクスブルク司教, リウドをヘレンヴェルト Herrenwörth の修道院司教であるとしている。アッダについては彼は言及していない。アウクスブルクはアラマニアに属する司教座であるが、シーファー、バウアーライスにその名が挙げられている残りの司教座は全てバイエルンに属している。ここで問題なのは、シーファー、バウアーライスの司教座同定の試みで名前の挙げられているバイエル

ンの司教たちは、これらが修道院司教であるという点である。一般に、修道院司教と管区司教とは相対立する存在であるとされており、グレゴリウス2世のカピトゥラーレが目指したものは、明確が司教管区を持つ管区司教であったはずである。

彼らが司教に叙階された年は明かではない。また、どのような手続きで司教叙階を受けたのかも、後述のヴィヴィロを除いて不明である。

グレゴリウス3世の書簡にその名があげられている司教たちのうちで、比較的情報がよくつたえられているのはヴィヴィロ（＝フィフィロ）である。彼の名は739年10月29日付けの教皇グレゴリウス3世の書簡にも現れる。この書簡は現在は伝えられていないボニファティウスの書簡に対する返書として書かれたものであるが、これによればボニファティウスは当時のバイエルンの民は教会の教えの外にあり、その理由は同地にはヴィヴィロ以外の司教がいなかったためであるという⁴⁷。この時期実際にバイエルンで司教として活動していたのがヴィヴィロのみであったのか、という問題はさておき⁴⁸、ここで注目すべきは、彼がグレゴリウス3世によつて司教叙階を受けた人物であったという点である⁴⁹。グレゴリウス3世の教皇登位は731年3月18日である。従つて、当然ヴィヴィロの同教皇による司教叙階はこの日付より後のこととなる。しかし、具体的な年代はわからない。ヴィヴィロは739年のグレゴリウス3世の書簡には2度にわたつて言及されている。そのうち1度は当時のバイエルンの状況に関連してのことであるが⁵⁰、今1度は改めて彼個人に関するものである⁵¹。この部分は今日伝えられていないボニファティウスの書簡で、彼がヴィヴィロについて教皇に問い合わせを行い、それを受ける形で教皇が答えているものである。そこでは、教皇自らがヴィヴィロを司教に叙階したことを確認し、その上でヴィヴィロが教会法にはずれるようなことがあれば、これをローマの伝統によつて教え、矯正するようにボニファティウスに求めている。この書簡の記述からは、ボニファティウスが教皇に対してどのような問い合わせを行ったのかは、はっきりとはわからない。しかし、ボニファティウスがヴィヴィロに対して、何らかの疑念をもっていたことはうかがえる。それも、彼の司教としての適格性にかかわるもので

あった可能性がある。ローマで司教叙階を受けること自体は、この当時それほど珍しいことではなかったと思われる。「ローマ教皇列伝」によれば、グレゴリウス3世は教皇在任中に80名の司教を叙階している⁵²。このヴィヴィロの司教叙階が、ボニファティウスの場合のような、伝道を行うための叙品権を授けるための性格をもつものであったのか、通常の司教座の司教の叙階であったのかはさておき、ヴィヴィロがわざわざローマに赴いて叙階を受けたのは、まさにこの時期のバイエルンには司教叙階権者が存在しなかったことを物語るものである。

第3章 ボニファティウスによる教会組織の整備

バイエルンにおける教会組織の永続的な整備はボニファティウスによって行われたとされている。この経緯を示す基本的な史料は、僅かに前述のボニファティウス宛のグレゴリウス3世の739年10月29日付けの書簡と、マインツの司祭ヴィリバルドゥス Willibaldus によって760年頃著わされた「ボニファティウス伝」を数えるに過ぎない。

グレゴリウス3世の書簡は前述の通り、ボニファティウスのグレゴリウス3世宛の書簡に対する返書である。この書簡はかなりの長文であるが、バイエルンの教会制度に関連する記述をまとめると、次の通りになる。この部分はボニファティウスの報告をほぼ逐語的に繰り返しているため、ここは実質的にボニファティウスの言葉であると考えてよい。それによれば、1) ボニファティウスはバイエルンの民を訪れた、2) バイエルンの民は教会の秩序の外にあり、その理由はヴィヴィロ以外に司教がいなかったためである、3) ボニファティウスは同地の侯オティロ（オディロ）と有力者との同意を得て、ヴィヴィロの他に3名の司教を叙階した、4) 各々の司教が各自の司教区を持つようになるため、バイエルンを4つ司教区に分割した⁵³。

このグレゴリウス3世の書簡に記されたボニファティウスの言葉が、当時のバイエルンの状況をどの程度忠実に反映しているのかという点で、疑問の余地があることは、先に述べた通りである。しかし、バイエルンの教会組織の整備

の際に、バイエルン侯を始めとする在地の有力者たちの協力を得たこと、そして、同地を4つの司教管区に分割したことは、その通り受け入れてよいであろう。しかし、この書簡には我々が最も知りたい情報、即ち、新たに叙階された司教の名前、その司教管区の名前は記載されていない。

これらの情報が記されているのが、マインツの司祭ヴィリバルドゥスによって著わされた「ボニファティウス伝」である。それによれば、ボニファティウスによるバイエルンの教会組織の整備の経緯は次の通りである。1) ボニファティウスはバイエルン侯オディロに招かれ、かつ自らも、同地の教会の状況を改めるためにバイエルンを訪れた、2) バイエルン侯オディロの同意を得て、同地を4つの管区に分割し3名の司教を叙階した、3) 3名の司教とは、ザルツブルクのヨハネス Johannes, フライジングのエレンベルト Erembert, レーゲンスブルクのガイドバルド Gaibald であった⁵⁴。

新たに創設された司教管区の司教たちと、その前年に出された前述のグレゴリウス3世の書簡に言及されているバイエルン、アラマニアの司教たちとが、ヴィヴィロを除いて重なりあっていないのは注目すべきことである。グレゴリウス3世の書簡にその名があげられている司教たちの司教座の同定に関しては、既に紹介したように、ヴィヴィロを除いて研究者によって主張するところは異なっている。司教と呼ばれたこれらの者たちのその後について、シーファーは、彼らが修道院司教であることから、教会法の上からの適法性が問題となり、ボニファティウスは彼らを司教とは認めなかったと考えている⁵⁵。バウアーライスは基本的には同じ考えである⁵⁶。シュミットは、ウィッゴについてのみであるが、より積極的に、彼はボニファティウスによって廃位されたと述べている⁵⁷。

しかしここで問題となるのは、ボニファティウスの構想からはずされた者たちを、グレゴリウス3世は司教と呼んでいることである。そもそも、彼らの名前をどのようにして教皇庁は知ることができたのであろうか。この問いに対する明確に答えは存在しない。それというのも、グレゴリウス3世の738年頃の書簡には、これが出されるに至った経緯は記されていないからである。しかし、2通りの可能性は指摘することができる。その1つは、ボニファティウスが彼

らの名前を教皇庁に提示し、彼らに対して教皇書簡を出してもらったとするものである。しかし、ボニファティウス自らが彼らを司教であるとして、その後、彼らを司教の適格性に欠けるとするのでは、彼の行動は一貫性を欠くように思われる。従って第2の可能性が考えられなければならない。それは、教皇庁は彼らの名前をボニファティウス以外から知ったということである。そしてこの情報源はヴィヴィロであった可能性が高い。前述の通り、ヴィヴィロはグレゴリウス3世によって司教叙階を受けており、その際に、バイエルン、アラマニアの状況を教皇庁にもたらしたと考えてよいのではあるまいか。それと同時に、ヴィヴィロが書簡に名のあげられている他の4名を司教としての適格性に問題がないと考えていた、そのような認識と、彼らの適格性に問題ありと考えたボニファティウスの認識とに食い違いがあり、この食い違いがボニファティウスをして、ヴィヴィロの問題をグレゴリウス3世に尋ねさせたのではないだろうか。結局、ボニファティウスはヴィヴィロ以外の人物を新たに創設される司教座の司教にすることはなかった。ヴィヴィロが残ったのは、彼が司教として問題のある人物であったとしても、彼を叙階したのがほかならぬ教皇グレゴリウス3世であったこと、即ち、叙階の手続きに問題がなかったことが与って力があったと考えられる。

新たに任じられた司教たちに関する情報は極めて僅かである。フライジングのエレンベルトはコルビニアヌスの兄弟であるという記述が「コルビニアヌス伝」にある⁵⁸。エレンベルトの前に、フライジングに司教がいたのかどうかという点には問題があるとしても⁵⁹、ボニファティウスがコルビニアヌスの没後約10年経ってその肉親と考えられる人物を司教に任じたということは、この地におけるコルビニアヌスの名声を顧慮してのことと考えられる。その他の人物に関しては、その出自は不明である。ただし、ザルツブルクの司教たちは、同地のザンクト・ペーターSankt Peter 修道院の院長、あるいは修道士出身であったとマビオンは述べている⁶⁰。ヨハンネスが同修道院の院長であったのか、修道士であったのかは不明である。しかし彼の後は、修道院長が司教を兼ねるという慣行は987年まで続くことになる⁶¹。これに似た状況はレーゲンスブルクにも

存在した。ここでも同地の修道院ザンクト・エンメラム Sankt Emmeram の院長職と司教職との兼任が行われ、これも973年まで続いた⁶²。このような修道院と司教座との緊密な結合は、他の地域にも例がないわけではないが⁶³、これほど長期にわたる結合は見られない。修道院長職と司教職との兼任は、本来ボニファティウスが目指した司教のあり方ではなかった⁶⁴。

これらの司教たちの叙階権はボニファティウスがもっていた。彼は732年頃教皇グレゴリウス3世から大司教に任じられ、その際にパリウムを受け、その結果、司教叙階権を得ている⁶⁵。バイエルンの4名の司教たちとボニファティウスとの制度上の関係はどのようなものであったのだろうか。前述の通り、ボニファティウスは722年に教皇グレゴリウス2世から司教としての叙階を受けているが、一定の司教座をもっていたわけではない。この事情は大司教になった時も同様であった。即ち、ボニファティウスは伝統的な首都大司教—司教という首都大司教管区や、716年に作られようとした大司教—司教という大司教管区のような枠組みの外にあったのである。そしてこのことは、彼がそのような枠組みとなる組織の存在しない地域で活動していたという事実からの当然の帰結である。ボニファティウスが与えられた大司教位は、伝道の進展に伴い教会組織が整備されてくる時に必要となる司教、これを叙階するための権能を保証するためのものであった。バイエルンの教会組織が一定の大司教座を中心とする大司教管区とは異なっていたことは、ボニファティウスが叙階した司教たちの誰も、716年段階で計画されていたような大司教に任じられなかったことから明かである。ボニファティウス自身はこの時期、一定の司教座を得ようとしていたようであるが、グレゴリウス3世はこの申請を拒み、彼が一つ所に腰を落ちつけることなく伝道を続け、必要な場合にはさらに幾人かの司教を叙階するように命じている⁶⁶。グレゴリウス3世のこの態度は、少なくともバイエルンの司教管区をまとめる大司教管区を積極的に創設しようとする意志がローマにはなかったことを物語っている。さらに、教皇庁には大司教管区を制度として確立させるより、バイエルンの教会の状況の改善に関してはボニファティウスを窓口とする意図があったと見ることができるであろう。

終わりに

716年の教皇グレゴリウス2世によるバイエルンの教会組織の整備の試みは、教皇使節の派遣という教皇庁側の意気込みにもかかわらず、直接には失敗に終わったといえよう。この失敗が何に由来するのかは、残された史料からは明確にはなし得ない。ただし、バイエルン侯のローマ訪問がその契機であるとはいえ、過度に俗権の支配領域の区分—これは必ずしも永続的なものではない—に依存したこと、このことにその一因を求めることは可能であろう。司教たちの上に大司教を置くという構想は、考え方としては伝統的な首都大司教—司教という制度を下敷きにしたものであり、かつ740年代のボニファティウスによって指導されてゆくことになるフランク王国の教会改革の一つの主題である大司教—司教という教階制構築の先駆といえるであろう⁶⁷。しかしこの構想は、これを実現・永続化させるための諸条件の未成熟の故に、定着することはできなかったのである。

一方、ボニファティウスによる整備の際には、教皇庁は716年の時ほど積極的に関与しているようには思われない。教皇庁はどちらかといえばボニファティウスを前面に押し出している。その意味では、716年から約20年の間に、教皇庁はその方針を変更したといえるであろう。在地の人物の登用は、例えば716年のカピトゥラーレの大司教の規定にも見られるが、バイエルンの実際の状況をほとんど知らない教皇使節と、ボニファティウスとの間とでは自ずから差がでたということになろう。しかし、ボニファティウスのバイエルンにおける活動を、今少し子細に見てみると、彼と彼が新たに任じた司教たちとの個人的なつながりは明瞭ではなく、このことは彼が後にヘッセン、テューリンゲンに司教座を創設する際に、彼の弟子を司教に置いたことと比較して⁶⁸、かなりはっきりした対照を示している。さらに、大司教の問題にしても、彼は自らバイエルンに滞在して4人の司教たちを指導することはできなかった。まずそれを教皇が許さなかったし、またボニファティウスの次の目標は、彼本来の活動の場であるヘッセン、テューリンゲンの教会組織の整備だったのである。従って、バイエルン

の教会に対して彼は十分な権威をもつことができなかった⁶⁹。このことが、ザルツブルクのザンクト・ペーター、レーゲンスブルクのザンクト・エンメラムのような修道院長職と司教職との非常に緊密な結び付きをもたらし、ボンファティウスが本来目指していた教区司教の確立という観点からは、徹底を欠く組織の成立を招くことになったのである。

史料

LITTERAE GREGORII II PAPAE DECRETALES, in: *MGH., LL.*, t. III, ed. J. Merkel, Hannover 1863, p. 451-454.

In nomine Domini incipit capitulare a Gregorio secundo papa urbis Romae datum reverentissimo fratri nostro Martiniano episcopo seu Georgio presbitero sanctae sedis apostolicae atque Dorotheo subdiacono praedictae sedis, euntibus cum Domini auxilio in Baioaria.

Id est cap. 1: Ut datis nostris scriptis ita ut cum duce provinciae deliberetis, quatenus conventus adgregetur sacerdotum et iudicum atque universorum gentis eiusdem primariorum; et exquesitis sacerdotibus atque ministris, quorum canonicam adprobaveritis extetisse promotionem ac rectae fidei tenere aut recipere rationem: his sacrificandi et ministrandi sive etiam psallendi ex figura atque traditione sancta apostolica ac Romanae sedis ecclesiae ordine tradatis potestatem. Quorum vero non claruerit recta fides credulitatis aut adprobata sollempnitas canonicae ordinationis: illis per omnia prohibeatur licentia ministracionis, ut subrogentur canonice probabiles successores.

Cap. 2: Ut loco singularum ecclesiarum praevidentes, quomodo unusquisque sacerdos seu minister erga ecclesiam debeat conservare, vel qualiter sacra missarum sollempnia, sive cetera diurnarum atque nocturnarum horarum officia, sive etiam lectionum sacrarum novi et veteris testamenti ordinabilia praedicamenta studeat observare secundum traditum sanctae apostolicae sedis antiquitatis ordinem disponetis.

Cap. 3: Ut consideratis locorum spaciis iuxta gubernationem uniuscuiusque ducis episcopia disponatis et dyocesane subiacentia singulis sedibus terminetis. Et si tres aut quatuor vel maiores numeri visae fuerint constitui sedes, reservato praecipuae sedis loco pro archiepiscopo resedendo, adhibito trium episcoporum conventu probabiles fide ac boni testimonii et eruditos sana doctrina viros ordinetis antistites ex auctoritate beati Petri apostoli et nostra subsequenter vigoris tradita dispensatione locis eos traditis conlocantes.

Cap. 4: Ut praeviso propter archiepiscopum loco, si talem reperire potueritis virum, qui possit doctrinis salutiferis et operum exemplis instruere sibi subditos sacerdotes ac regere prudentissime clerum ac plebem et amplificare congrue creditas oves, aut datis litteris vestris eum ad nos dirigatis, aut vobiscum venire faciat. Si certe talem invenire non poteritis, hoc aut per vos aut per vestras litteras innotescatis, quatenus de hoc sancta praemissa sede praevidentes utilem cum Dei auxilio dirigamus.

Cap. 5: Ut ordinatis episcopis unicuique illorum hoc detis ex figura nostra ordines *in mandatis, ne umquam ordinationes praesumat illicitas: ne digamum aut qui virginem non est sortitus uxorem neque inlitteratum vel in qualibet parte corporis viciatum aut expenitentem vel cuilibet conditioni obnoxium atque notatum sacros ordines permittat accedere; sed si quos cuiusmodi forte repperit, non audeat promoveri. Affros passim ad ecclesiasticos ordines praetendentes nulla ratione suscipiat: quia plerique illorum Manichaei rebaptizati saepius sunt probati.*

Ministeria atque ornatum ecclesiae vel quicquid est vel fuerit in patrimonium eiusdem, non minuere studeat sed augere. De reditu vero ecclesiae vel oblationibus fidelium quatuor faciat porciones, quarum una remaneat sibi, alteram clericis per suorum officiorum sedulitate distribuat, tertiam pauperibus et peregrinis, quartam ecclesiasticis fabricis noverit reservandam; de quibus divino erit redditurus iudicio rationem.

Ordinationes vero presbiterorum seu diaconorum non nisi quarti, septimi et decimi mensium ieiuniis, sed in ingressu quadragesimale atque mediane vespere sabbati noverit celebranda.

Sacrosancti autem baptismi sacramentum non nisi in paschale festivitate et pentecosten noverit esse praebendum, exceptis his quibus mortis urgente periculo, ne in aeternum pereant, talibus se cognoscat remediis subvenire.

Cui de reliquo sedis apostolicae praemissae Romanae praecepta servantia cuncta subiaceat religio, et universa generalitas populorum christiani nominis renotata signaculo ad obsequendum commoneatur corde promptissimo, ut inreprehensibile placitum fiat corpus ecclesiae per Christum dominum nostrum.

Cap. 6: Ut ita nubentibus vel nupturis ordinem ex auctoritate apostolica detis, ut nec continentiae causa iudicentur damnabilis copulae nuptialis, nec per licentiam nubendi praesumatur occasio fornicandi: sed sicut masculum et feminam Deus in ipso exordio mundi praecipit coniungi, ut sint duo carne una: ita iuxta doctrinam apostolicam *unusquisque vir suam uxorem habeat*, et non licere in *invicem fraudare, nisi ex consensu ad tempus, ut vacent orationi*, dicente de hoc ipso apostolo: *Alligatus es uxori, noli quaerere solutionem*; id est superstitute coniuge ad alterum semine concubitum non velle transire, quia eodem doctore gentium adstruente: *Qui fornicatur, in corpus suum peccat*, hoc est in uxore propria, cum qua unum corpus est, cui fraudando per amplexos illicitos semet ipsum sub peccati reatu obiurgat. Unde nec reputandum est recte coniugium, quod duorum excesserit numerum, quia nisi in duobus non geritur iugum.

Ipsud quoque unius viri et uxoris coniugium doceatur in proximitate sanguinis non esse penitus praesumendum, id est ne quis uxorem patris aut patruum vel fratris, sive sororem suam aut sororem patris vel matris sive filiam sororis suae seu etiam filiam patris aut matris audeat sibi coniugio copulare aut in adulterio sociare. Quodsi quis aut per coniugalem copulam aut adulterandi

temerantiam ausus fuerit perpetrare: noverit se incesti facinoris contaminatione obnoxium esse, atque ob hoc indignum fieri sacra communione corporis et sanguinis domini Iesu Christi, sine cuius perceptione nemo poterat salvari.

Nuptiis quoque ipsis referenda fidelium virginum et continentium doceatur integritas.

Cap. 7: Ut nihil in perceptione ciborum iudicetur inmundum, nisi quae fuerit idolis immolatum, quia iuxta quod magisterio apostolice docetur: *Omnis creatura Dei bona, et nihil reiциendum quod cum gratiarum actione percipitur.*

Cap. 8: Ut somnia et auguria, quia iuxta divina oracula vana sunt, non adtendenda penitus doceantur.

Cap. 9: Ut incantationes et fastidiationes sive diversae observationes dierum Kalendarum, quas error tradidit paganorum, prohibeantur, sicut maleficia et magorum praestigia seu etiam sortilegorum ac divinantium observatio execranda.

Cap. 10: Ut dominicis diebus doceantur non licere omnimodo ieiunandum propter resurrectionis dominicae sacramentum, neque in festivaibus dominicis nativitatis aut apparitionis sive ascensionis.

Cap. 11: In omnibus ita Christi caritas teneatur, quatenus secundum statuta sacrorum canonum. *Oblationes desidentium*, priusquam reconcilientur, nullo modo in ecclesia *recipiantur*.

Cap. 12: Ut penitentiae remediis nemo se non egere putet pro quotidianis humanae fragilitatis excessibus, sine quibus in hac vita esse non possumus.

Cap. 13: Ut de spe resurrectionis futurae ita instituantur, ut eodem ordine eademque forma, qua ipse Dominus resurrexit a mortuis, omnes homines resurrecturos esse non dubitent in eodem corpore, in quo sumus et vivimus, non naturam aut sexum mutantes, sed tantum fragilitatem et vicia deponentes.

Ipsam quoque satanam cum angelis suis atque cultoribus aeterno incendio concremandum, neque secundum quorundam sacrilegam disputationem ad

pristinam, id est angelicam dignitatem, unde cecidit, reducendum; iuxta quod Dominus in euangelio se praedixit dicturum reprobis stantibus a sinistris in futuro iudicio: *Discedite a me maledicti in ignem aeternum, qui praeeparatus est diabulo et angelis eius.*

Bene valete.

Datum iussione Idus Mad. imperante domino augusto Anastatio a Deo coronato magno imperatore anno tercio pontificatus eius.

省略記号表

Beda=Colgrave, B. and Mynors, R. A. B. (eds.), *Bede's Ecclesiastical History of the English People*, Oxford 1969.

DDC.=*Dictionnaire de droit canonique.*

Ep.-Bon.=*Monumenta Germaniae Historica, Epistolae selectae*, t. I, ed. Tangl, M., 2. ed., Berlin 1955.

LP.=Duchesne, L. (éd.), *Le Liber pontificalis*, t. I, Paris, 1886.

LThK.=*Lexikon für Theologie und Kirche*, 14 Bde., Sonderausgabe, Freiburg im Breisgau 1986.

MG. SS.=*Monumenta Germaniae Historica, Scriptores.*

MG. SS. in us. schol.=*Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum germanicarum in usum scholarum.*

MG. SS. rer. Merov.=*Monumenta Germaniae Historica, Scriptores rerum Merovingicarum.*

Vita Corbiniani=*Vita Corbiniani auctore Arbeone episcopo Frisingense (MG. SS. in us. schol.)*

註

- 1 Hauck, A., *Kirchengeschichte Deutschlands*, 1. Teil, Leipzig 1922, S. 364 ff.; Ewig, E., *Die Abwendung des Papsttums vom Imperium und*

seine Hinwendung zu den Franken, in: Jedin, H. (Hrsg.), *Handbuch der Kirchengeschichte*, Bd. III/ 1, Freiburg im Breisgau 1966, S. 5 ff.

- 2 特にシャルルマーニュ期の大司教管区の整備の状況は、彼の遺書によって知ることができる。Vgl. *Einhardi vita Karoli Magni* (Rau, R. (Hrsg.), *Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters*, Bd. V, Berlin 1955), c. 33, S. 206.
- 3 Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*, 1. Teil, S. 484 f.; Schieffer, Th., *Winfried-Bonifatius und die Grundlegung des christlichen Europas*, 1. Aufl. Freiburg im Breisgau. 1954, mit einem Nachwort zum Neudruck 1972, Darmstadt 1980, S. 211.
- 4 我々がここで問題とするバイエルンとは、中世、特に13世紀まで *terra Bavariae* として理解されてきた地域であり、それは以下の通りである。南は現在イタリアのボルツァーノ Bolzano およびその周辺、西はレヒ河 Lech ペーグニツ河 Pegnitz を結ぶ線、北東はフィヒテル山脈 Fichtelgebirge, オーバープファルツ Oberpfalz の森そしてボヘミアの森、南東はヴィーン、ハンガリーのプスト Puszta 地方の縁、チェコスロヴァキアのクラニ Krani を通ってユーゴスラヴィアのイストリア Istria を結ぶ線に囲まれた地域である。Vgl. Reindel, K., *Grundlegung: Das Zeitalter der Agilolfinger (bis 788)*, in: Spindler, M. (Hrsg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, Bd. I: *Das Alte Bayern. Das Stammesherzogtum bis zum Ausgang des 12. Jahrhunderts*, 2. überarb. Aufl., München 1981, S. 100.
- 5 Vgl. Reindel, *Grundlegung*, S. 161, 226.
- 6 Vgl. Jarnut, J., *Agilolfingerstudien. Untersuchungen zur Geschichte einer adligen Familie im 6. und 7. Jahrhundert*, Stuttgart 1986, S. 117.
- 7 *Vita Gregorii II*, ds. *LP*, p. 308: *Eo itaque tempore Theodo dux gentis Baioariorum ad apostoli beati Petri limina primus de gente eadem occurrit orationis voto.*

- 8 「ローマ教皇列伝」の、少なくともグレゴリウス2世の叙述におけるクロノロジーの問題に関しては、LP., p. 411, n. 12を参照。
- 9 Cf. LP, p. 397. この点は既に、Schieffer, *Winfid-Bonifatius*. S. 121に指摘されている。
- 10 「コルビニアヌス伝」に関しては、Wattebach, W. - Levison, W. (bearb.), *Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger*. I. Heft. *Die Vorzeit. Von den Anfängen bis zur Herrschaft der Karolinger*, Weimar 1952, S. 144 f.; Löwe, H., Corbinians Romreisen, in: *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte*, Bd. 16 (1951/52), S. 400-420を参照。
- 11 *Vita Corbiniani*, (MG. SS. in us schol., t. 13, ed. B. Krusch, Hannover 1920) c. 15, p. 203: Tunc namque in tempore devotissimus dux Theoto insignis potentiae et virium virtute cum filiis decorus et satrapum alacritate praecipuus, cuius longe lateque fama decreverat, provinciam quadrifarie sibi et sobolis dividens partibus, carique habebantur ibidem sacerdotes, sicut novitiae mos conpellit.
- 12 Vgl. Jarnut, *Agilolfingerstudien*, S. 117.
- 13 史料第1章参照。
- 14 史料第3章参照。
- 15 このカピトゥラーレの内容は概要次の通りである。第1章：バイエルンの教会組織の整備の際の俗権との協力，聖職者叙階の際のローマ教会の規定の遵守。第2章：各教会内でのローマ式典礼の遵守。第3章：司教館・司教区の設置，大司教を上戴く教階制。第4章：大司教たる人物の要件，並びにその選出法。第5章：司教たる人物の要件，教会財産の管理，司祭・助祭の叙階，洗礼のあり方。第6章：婚姻の規定。第7章：食事の規定。第8章：占いの禁止。第9章：異教の礼拝の禁止。第10章：断食の規定。第11章：キリストの愛徳の奨励。第12章：痛悔の規定。第13章：復活の信仰について。

16 このカピトゥラーレを MGH で編集したメルケルは、その註でこれらの規定の出典を明らかにしている。それによると

1 聖書 (括弧内はグレゴリウス 2 世のカピトゥラーレの相当する章、以下同じ)

- ・コリント前書 (第 6 章, 第 7 章)
- ・テモテ書 (第 7 章)
- ・申命記 (第 8 章)
- ・エレミヤ書 (第 8 章)
- ・マタイによる福音書 (第 13 章)

2 公会議・教会會議決議

- ・ニケーア公会議 (第 3 章)
- ・ガングラ教会會議 (第 10 章)
- ・カルタゴ教会會議 (第 11 章)

3 教会法令集

- ・初代教会法令集 canon apostolicus (第 3 章)
- ・ブラガ司教マルティヌスによるカピトゥーラ (第 9 章)

4 その他

- ・教皇庁文例集 Litterae diurnae (第 5 章)
- ・セビリヤ司教イシドルスの『語源』 Etymologia (第 6 章)

である。これらの引用の状況は、史料において、下線と斜体字によってあらわしている。即ち、出典から直接引用されているものは斜体字、趣旨としてその出典がたどれるとのは下線を施した。

17 前註 9 参照。

18 *Liber confraternitatum*, (MGH. *Necr.* t. 2, ed. Sigm. Herzberg-Frankel, Hannover 1904, p. 26) col. 62; Reindel, *Grundlegung*, S. 159 f.; Jarunt, *Agilolfingerstudien*, S. 117 f.

19 ラントペルトとその姉妹ウタ Uta の名は、ザンクト・ペーターの記念禱設定簿に記載されておらず、これは聖エンメラムヌスの殉教と関わりが

- あったためとみられている。同聖人の殉教年は明かにされてはいないが、ラインデルは715年を主張している。Reindel, *Grundlegung*, S. 159; 197.
- 20 史料第3章参照。
- 21 45頁参照。
- 22 史料第3章参照。
- 23 史料第4章参照。
- 24 本来、大司教という称号は教会法の上で明確な規定を持ったものではない。この称号の初出は384年頃のことであるとされているが、その意味するところ、およびこの言葉の現れる頻度は、東教会と西教会とでは異なる。少なくとも西教会ではグレゴリウス1世（在位590年-604年）以前には、大司教という称号は殆ど知られてはいなかった。同教皇は多くの司教に対してこの称号を用いているが、これらは儀礼的なものにすぎなかったとされる。7世紀中葉から、この称号はカンタベリ、ルシタニア、ラヴェンナ等のごく限られた司教座の司教に対してのみ用いられるようになった。これが、大司教というもののへの通説的な理解である。Cf. Amanieu, A., *vº* 《archevêque》, ds. *DDC.*, t. I, col. 924-934.
- 25 *Vita Sergii*, ds. *LP.*, p. 376: Hic ordinavit Damianum archiepiscopum sanctae ecclesiae Ravennatis.
- 26 *Vita Sergii*, ds. *LP.*, p. 376: Hic ordinavit Bertoaldum Britanniae archiepiscopum atque Clementem (= Willibrordum) in gentem Frisonum (括弧内は筆者)。カンタベリの大司教については拙稿、「フランク王国における教階制成立に関する一考察—大司教位の出現をめぐる—」、『西洋史学論集』, 第24輯, 1986年, 36-38頁参照を参照。
- 27 前註20参照; *Beda*, l. V, c. 11, p. 486: Postquam uero per annos aliquot in Fresia qui aduenerant docuerunt, misit Pippin fauente omnium consensu uirum uenerabilem Uilbrordum Romam, cuius adhuc pontificatum Sergius habebat, postulans ut eidem Fresonum genti archiepiscopus ordinaretur. Quod ita ut petierat impletum est, anno ab

incarnatione Domini DCXCVI. Ordinatus est autem in ecclesia sanctae martyris Ceciliae die natalis eius, inposito sibi a papa memorato nomine Clementis, ac mox remissus ad sedem episcopatus sui, id est post dies XIII ex quo in Vrbem uenerat; *Vita sancti Willibrordi auctore Alcuino* (MG. SS. rer. Merov., t. 7, Hannover 1920, hrsg. von Lévison, W.) c. 7, p. 122: et ut in eo fidei agnovit fervorem, relegionis devotionem, sapientiae plenitudinem, die competenti populo advenienti, advocatis venerabilibus ad societatem ministerii sacerdotibus, publice in ecclesia beatissimi Petri principis apostolorum, cum magna dignitate more apostolico eum ordinavit archiepiscopum, ac ordinato nomen imposuit Clemens, vestimentisque suis sacerdotalibus induit eum et sancto, quasi superhumerali Aaron, pallio dignitatis et indumenti confirmavit gloria....

28 *Ep.-Bon.*, n° 28, p. 49: Hinc iure tibi sacri pallei direximus munus, quod beati Petri apostoli auctoritate suscipiens induaris atque inter archiepiscopos unus Deo autcore precipimus ut censearis.

29 ヴィリブロルドゥスはユトレヒトの初代司教となるが、ベータの記述に従うなら、同地が司教座としてピピンからヴィリブロルドゥスに与えられるのは、同人の大司教としての叙階の後のことである。*Beda*, l. V, c. 11, p. 486: Donauit autem ei Pippin locum cathedrae episcopalis in castello suo inlustri, quod antiquo illarum uerbo Uiltaburg, id est Oppidum Uiltorum, lingua autem Gallica Traiectum uocatur. ポニファティウスがグレゴリウス 3 世によって大司教に任じられる以前の722年にグレゴリウス 2 世によって司教叙階を受けているが、その時彼の司教座に対する言及は一切なく、実際に彼が定住司教座としてマインツを得るのは、748年のことである。

30 ベータによればヴィリブロルドゥスは、大司教位を得るの前に教皇セルギウスからフリースラント伝道の許可を得ている。シーファアはこれを692年頃のこととしている。*Beda*, l. V, c. 11, p. 484: Primitis sane temporibus aduentus eorum in Fresiam, mox ut conperiit Uilbrord datam sibi a principe licentiam ibidem

praedicandi, acceleravit uenire Romam, cuius sedi apostolicae tunc Sergius papa praeerat, ut cum eius licentia et benedictione desideratum euangelizandi gentibus opus iniret. Vgl. Schieffer, *Winfried-Bonifatius*, S. 97 f. ボニファティウスは大司教に任じられる以前からローマ教皇と接触をもっており、特に722年にはグレゴリウス2世によって司教に叙階されている。Ep.-Bon., n^{is} 18, 19.

31 当初は大司教位は必ずしも司教叙階権と結び付いてはいなかった。大司教位とパリウムとの結び付きの過程、それに伴う司教叙階権に関しては、拙稿、「フランク王国における教階制成立に関する一考察—大司教位の出現をめぐる—」、『西洋史学論集』, 24輯 (1986年), 35-50頁を参照。

32 *Series episcoporum Frisingensium* (MG. SS., t. 13, p. 357).

33 コルビニアヌスの司教叙階が、2度のローマ訪問のいずれにおいて行われたのかという問題については、Löwe, *Corbinians Romreisen* を参照。なおレーヴェは、2度目のローマ訪問時を主張している。

34 前註9 参照。

35 *Vita Corbiniani*, c. 23, p. 214-215.

36 *Vita Corbiniani*, c. 24. p. 215: Habebat namque Crimoaldus tunc in tempore uxorem fratris sui Theodoalti (=Theodolt) post obitum… (括弧内は筆者)。

37 *Chronicarum quae dicuntur Fredegarii continuationes* (*Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters*, Bd. IVa, Darmstadt 1982), c. 12, p. 284: Succiduis diebus, voluto anni circulo, coacto agmine multitudine, Renum fluvium transiit Alamannosque et Suavos lustrat, Danubium peraccessit, illoque transmeato, fines Baguarinsis occupavit, Subacta regione illa, thesauris multis cum matrona quandam nomine Beletrude et nepta sua Sunnichilde regreditur. これにはバイエルン侵攻の年代は記されていないが、他の年代記の記述からこれが725年の出来事であることは間違いないこととされている。Vgl. Breysig, Th., *Jahrbücher des fränkisches Reiches. 714-741. Die Zeit Karl Martells*, 1. Aufl. 1869, Nd., Berlin 1975, S. 53, Anm. 1.

- 38 *Notae de episcopis Pataviensibus* (MG. SS. t. 25, p. 625) : Anno Domini 718. Theodo dux obiit; pro quo Theobaldus et Grimoaldus, filii eius. ここに記載されている年代は1年ずれている。
- 39 ボニファティウスは722年にローマを訪問してグレゴリウス2世の手で司教叙階を受けているが、それは同年の11月から12月にあけてのことであった。Cf. Schieffer, Th. (ed.), *Germania pontificia*, Vol. IV, pars VI, Göttingen 1978, S. Bonifatius, *6; *7; *8; *9 a; 9 b; 10; 11; *12; 13; *14.
- 40 *Vita Corbiniani*, c. 21, 22, p. 211-214.
- 41 ボニファティウスは722年にグレゴリウス2世によって司教叙階を受けているが、定まった司教座は持たない伝道司教 Missionsbischof であった。この状態が彼がグレゴリウス3世によって732年に大司教に挙げられた後も変わることなく、彼が定住司教座としてマインツを得るのは748年のことである。Ep. -Bon., n^o 18, 19, 28, 81.
- 42 コルビニアヌスはムラン Melun を中心に活動を行っており、ここが司教座になることはない。また彼は2度目のローマ訪問の後、フライジングへ留まることなく、ムランへ戻るつもりであったという。Cf. *Vita Corbiniani*, p. 189, 21'-215.
- 43 Ep. -Bon., n^o 44, S. 70-71.
- 44 Ep. -Bon., n^o 44, S. 70: Dilectissimis nobis episcopis in provincia Baioariorum et Alamannia constitutis Uiggo, Liudoni, Rydolto et Phyphylo seu Addae Gregorius papa.
- 45 以下の研究史は Schieffer, *Germania pontificia*, Bonifatius, n^o 34によっている。その他のウィッゴの関しては, Schmid, K., Bischof Wikterp in Epfach. Eine Studie über Bischof und Bischofssitz, in: Werner, J. (hrsg.), *Studien zu Abodiacum-Epfach*, München 1964, S. 99-134, jetzt in: Schmid, K., *Gebetsgedenken und adliges Selbstverständnis im Mittelalter. Ausgewählte Beiträge. Festgabe zu seinem sechzigsten Geburtstag*, Sigmaringen 1983, S. 18-58を参照。
- 46 修道院司教とはアイルランドに起源を持ち、修道院内の修道士あるいは修道院長が司教となるものである。修道院司教は教区司教から独立した存在ではある

が、重点はむしろ聖職者の叙品権を修道院内で行使することにあったとされる。フランク王国内へはアイルランド・ミッションと共に導入された。このような、教区司教を中心とする制度と対立するようなものが存在し得た原因は、当時のフランク教会の衰微とアイルランド・ミッションの活力があげられている。アイルランド・ミッションは伝統的に管区司教からの修道院の独立を求めている。また、司教がいらない伝道地では、聖職者の叙品のために、叙品権を行使する人物が必要であった。このような状況が、修道院司教という制度の存在を求めたのであるとされる。従って、ボニファティウスによる教会組織の整備が進展するにつれ、修道院司教は減少・消滅していった。Vgl. Lewison, W., vº «Klosterbischöfe» in: *LThK.*, Bd. 6, Sp. 346-347.

47 *Ep.-Bon.*, nº 45, S. 72: Igitur quia indicasti perrexisse te ad gentem Baioariorum et invenisse eos extra ordinem ecclesiasticum viventes, dum episcopos non habebant in provincia nisi unum nomine Uiuilo, quem nos ante tempus ordinavimus,...

48 前述の通り、グレゴリウス3世はバイエルン、アラマニアの司教たちに書簡を送っており、彼らの司教座の同定がシーファー、あるいはパウアーライスの主張する如くであるのなら、ボニファティウスの言葉は正しくない。しかし、これが司教に値する者の意であるとするなら、ボニファティウスの眼には司教はヴィヴィロのみであったと解することができるかもしれない。

49 *Ep.-Bon.*, nº 45, S. 73: Nam Uiuilo episcopus a nobis est ordinatus. Et si aliquid excedit extra canonicam regulam, doce est corrige eum iuxta Romanae ecclesiae traditionem, quam a nobis accepisti. および前註34参照。

50 前註34参照。

51 前註46参照。

52 *LP.*, p. 421.

53 *Ep.-Bon.*, nº 45, p. 72: Igitur quia indicasti perrexisse te ad gentem Baioariorum et inveisse eos extra ordinem ecclesiasticum viventes, dum episcopos non habebant in provincia nisi unum nomine Uiuilo, quem nos ante tempus

ordinavimus, et quia cum assensu Otile ducis eorumdem Baiorairoum seu optimatum provinciae illius tres alios ordinasses episcopos et in quattuor prates provinciam illam divisistis, id est IIII parrochia, ut unusquisque episcopus suum habeat parrochium.

54 *Vita Bonifatii*, c. 7: Et recedens non solum invitaus Baguariorum ab Odilone duce, sed et spontaneus visitavit incolas mansitque apud eos diebus multis, praedicans et euangelizans verbum Dei, veraeque fidei ec relegionis sacramenta renovabit et destructores ecclesiarum populiue perversores abigebat. Quorum alii pridem falso se episcopatus gradu praetulerunt; alii etiam presbiteratus se officio deputabant; alii haec atque alia innumerabilia fingentes magna ex parte populum seduxerunt. Sed quia sanctus vir iam Deo ab infantia deditus iniuriam Domini sui non fernes supradictum ducem cunctumque vulgum ab iniusta hereticae falsitatis secta et fornicaria sacerdotum deceptione cohercuit et provinciam Baguariorum Odilone duce consentiente in IIII divisit parrochias quattuorque hiis praesedere fecit episcopos, quos, ordinatione scilicet facta, in episcopatus gradum sublevavit. Quorum primus nomine Johannes ecclesiae in oppido qui dicitur Salzburch episcopatus cathedram suscepit; secundus Erembercht, qui Frisingensi ecclesiae super-speculatoris tenuit principatum; tertius Gaibald, qui ecclesia civitatis Reginae pastorale excubitoris subiit magisterium.

55 Schieffer, *Winfried-Bonifatius*, S. 183.

56 Bauerreiß, R, Die Anfänge der Metropolitanverfassung in Altbayern, in: *Sankt bonifatius, Gedenkgabe zum 1200. Todestag*, Fulda 1954, S. 469.

57 Schmid, Bischof Wikterp, S. 53.

58 *Vita Corbiniani*, c. 30, p. 222: Cum quadam die ad aliam se mutassent generaliter villam, his transeuntibus, quidam pernitiem insidie per fratrem suum beate memoriae nutritorem meum Ermbertum viro Dei mandare curavit
…「コルビニアヌス伝」の別の写本には, “frater”の代わりに“quidam”とあるも

のがあるため、この記述は全面的に信頼できるとは言い難い。Cf. *Ibid.*, n. 1.

59 先に述べた通り、グレゴリウス 3 世の書簡に言及されているバイエルン、アラマニアの司教たちの司教座の同定の問題とも関わってくる。シーファーは教皇の書簡中のリドルトがフライジング司教であったと考えられており、その立場から同人はボンファティウスによって 739 年に排除されたことになり、パウアーライス、シュミットによればこの時期のフライジング司教座は空位であったことになる。

60 Mabillon, J., *Annales ordines sancti Benedicti*, Lucca, 1739, p. 48. マビヨンはこので、ザンクト・エンメラム修道院に伝わる次のような韻文形式のレーゲンスブルクの司教リストを引いているが、それによればヨハネンスは第 4 代司教となっている。 *Ibid.*, p. 47; Dicta Juvavo fuit quondam metropolis ista./ Quam primo fundans HRodbertus (*sic*) rexerat almus./ Post hunc Vitalis antistes rexit eamdem./ Ipsius inde Flobargisus qui est fultus honoris./ Quartus Johannes fuerat sedemque regendo./ Advena Virgilius statuens quam plurima quintus./ Multo plura gerens Arno super omnia sextus./ Septimus hinc successit Adalram pastor opimus./ Tempore namque suo statuens quam plurima pulcre./ Octavus veniens Liuphrammus praesul ovilis./ Officium Domini renovans formosus aequae. ヨハネンスより前の司教と呼ばれている人物は、明確な司教管区をもった司教ではない。また、ヨハネンスの次代の司教であるヴェルギリウスは実際、ザンクト・ペーター修道院の院長であった。

61 Hermann, F., v° 《Salzburg》, in: *LThK.*, Bd. 9, Sp. 286.

62 Staber, J., v° 《Regensburg》, in: *LThK.*, Bd. 8, Sp. 1092.

63 例えば 8 世紀事業から 9 世紀初頭にかけては、ヴォルムス Worms 司教座とヴィッサンブール Wissembourg 修道院(シュパイアー司教管区)の結び付きが顕著である。拙稿、「カロリング初期における司教の出自」(上),『史淵』第 125 輯(1988 年), 5 頁参照。

64 彼がこの後、司教に叙階した人物で修道院長職を兼任していた者はいない。ボンファティウス自身、いくつかの修道院を創建しているが、修道院長にはなっていない。

はいない。

65 Cf. *Ep.-Bon.*, n° 28, p. 49 sp.

66 *Ep.-Bon.*, n° 45, p. 73: Nec enim habebis licentiam, frater, percepti laboris in uno morari loco. Sed confirmato corda fratrum et omnium fidelium, qui rures sunt in illis Speriis partibus; ubi tibi Dominus aperuerit viam salutis, predicare non desistas. Et ubi locum inveneris necessarium, secundum canonicam regulam episcopos ordina ex nostra vice apostolicam atque canonicam traditionem eos tenere edocabis.

67 司教の上に大司教を置くという教階制は、742ないし743年の所謂ゲルマニア教会会議、744年のソワッソン教会会議でフランク王国に導入された。Cf. Concilium Germanicum, c. 1 (*MG. Conc.*, n° 1, p. 3); Concilium Suessionense, c. 3 (*MG. Conc.*, n° 4, p. 34).

68 ボニファティウスは740年前後にヘッセン、テューリンゲンにビューラブルク Büraburg, ヴェルツブルク Würzburg そしてエルフルト Erfurt の司教座を創設し、そこへ彼の弟子を司教として置いた。Vgl. Jäschke, K. -U., Die Gründungszeit der mitteldeutschen Bistümer und Jahr des Concilium Germanicum, in: *Festschrift für Walter Schlesinger*, Bd. 2, Köln/Wien 1974, S. 21-136; Pfeiffer, G., Erfurt oder Eichstatt? Zur Biographie des Bischofs Willibald, in: *Festschrift für Walter Schlesinger*, Bd. 2, Köln/Wien 1974, S. 137-161.

69 バイエルンの司教座の創設の後も、ボニファティウスと同地の聖職者との間に摩擦は存在した。特にザンクト・ペーター修道院長で後にザルツブルク司教となるヴィルギリウス Virgilius との論争は有名である。Vgl. Schieffer, *Winfrid-Bonifatius*, S. 248 ff.